

特別支援学校の設置基準の策定等に関する意見書

特別支援学校における教育に対する理解が深まったことなどにより、特別支援学校に通う児童・生徒数が全国的に増加している。とりわけ知的障害を対象にした特別支援学校はここ十年間で約1.9倍もの増加となっている。名古屋市でも同様であり、愛知県に対して特別支援学校の新設を要望しているところである。

児童生徒数の急増に教育条件の整備が追いつかず、子どもたちの学習環境や健康まで脅かされる深刻な事態となっており、特別支援学校の教室不足数は、約五千近くに上っているため、特別教室や個別指導の部屋を普通教室に転用することなどでしのいでいるのが現状である。

このような事態の根幹には、幼稚園から小中高はもちろん大学や専修学校にまである学校設置基準が特別支援学校だけには存在しないという問題がある。学校設置基準は、学校を設置するのに必要な最低の基準であり、設置者には学校の編制等の水準の向上を図る努力義務がある。また、小学校では12から18学級が標準とされ、31学級以上の過大規模校になるとその解消が検討されることになるが、特別支援学校では、学級数に関して基準がなく、学校の新増設は全て設置者の裁量に委ねられている。

このままでは、障害の有無によって子どもたちの学習環境の整備に大きな格差が生じることになる。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、特別支援学校の過大・過密状態を解消するため、国の責任で特別支援学校に関する設置基準を設けるとともに、必要な学校建設を設置者が速やかに行えるよう十分な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

宛（各 通）

（理由）

この案を提出したのは、国会及び政府に対し、特別支援学校の設置基準の策定等に関し要望する必要があるによる。